

研修セット（７）

児童虐待に関わる「５の問い」④

（所要時間 ５～15 分）

1 研修のポイント

- ・ 虐待を受けたと思われる児童・生徒への対応や通告についての理解を深めることができます。
- ・ 方法によって、５分～15 分の研修を行うことができます。

2 使用する資料

- ・ 【演習資料】児童虐待に関わる「５の問い」④
- ・ 【演習解説】児童虐待に関わる「５の問い」④ 解説

3 参考となる資料

- ・ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（令和２年６月）」（文部科学省）
- ・ 「生徒指導提要（改訂版）（令和４年12月）」（文部科学省）
- ・ 「宗教の信仰等に係る児童虐待等への対応に関するQ＆A」（厚生労働省）

4 研修の流れ

（１）５分で行う場合

分	内 容
2	・ 各自で「５の問い」④を考える。
5	・ 「５の問い」④の解説を配布し、読み合う。

（２）15 分で行う場合

分	内 容
2	・ 各自で「５の問い」④を考える。
5	・ グループで「５の問い」④について意見交換をする。
13	・ 指導者が解説する。
15	・ 感想を交流し、活動を振り返る。※

※ 振り返りのポイント

- ・ 児童・生徒の在籍する学校の強みは、日々接している児童・生徒の様子の変化や言動等から虐待を受けている可能性を把握しやすい立場であるという点である。虐待が疑われる場合は、一人で抱え込まず、直ちに管理職へ報告・相談し、疑わしい場合には通告の義務があることを十分に認識しながら、通告前から通告後の対応も含めてチームで対応していくことが重要である。

【演習資料】

児童虐待に関わる「5の問い」④

次の5の問いの内容について、正しいか誤っているかを考えましょう。

- ① 生徒指導上の課題で苦慮する児童・生徒には、児童虐待を受けたものが含まれている可能性があることに留意する必要がある。
- ② 児童・生徒本人から虐待が疑われる訴えがあつたが、既にあざなどが消えており、大したけがではないので、管理職へ報告・相談をしなかった。
- ③ 児童虐待に当たるか否かという点において、宗教関係であることをもって、その他の事案と取扱いを変える必要はない。
- ④ 信仰する宗教の教え・決まり等を理由として、児童・生徒が様々な学校行事等に参加することを制限するような行為については児童虐待に当たる。
- ⑤ 保護者から虐待を認知するに至った端緒や経緯などの情報に関する開示の求めがあつた場合、保護者に伝えてもよい。

【演習解説】

児童虐待に関わる「5の問い」④ 解説

問① 生徒指導上の課題で苦慮する児童・生徒には、児童虐待を受けたものが含まれている可能性があることに留意する必要がある。 【正】

解説 生徒指導上の課題としてしばしば見られる児童虐待の影響には、小学校低学年からの窃盗や激しい暴力、家出、いじめの加害の繰り返し、薬物などへの依存、自傷行為や摂食障害、自殺企図などがあります。また、それらの症状は思春期に悪化しやすく、加えて何度指導や治療をしても改善が難しいのも特徴です。

生徒指導上の課題で苦慮する児童・生徒には、児童虐待を受けた者が含まれている可能性があることに留意する必要があります。そのため、これらの行動に気付いた場合には、その背景に虐待が潜んでいないかどうかを積極的に見付け出すことが必要になります。このような視点から、児童虐待防止法第5条では、学校や児童福祉施設等の団体や、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師等は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないと定めています。つまり、学校関係者は、日々児童・生徒を観察し児童虐待を早期に発見する義務を負っていると自覚し、虐待を見付け出すように努力することが求められていると言えます。

このように、学校は、児童・生徒の日常の様子や、家庭や地域からの様々な情報から、積極的に児童虐待を発見し対応することに努める必要があります。そのため、人権教育プログラム（学校教育編）p.120,121に掲載されている「児童虐待の早期発見と適切な対応のためのチェックリスト」等を活用するなどして、きめ細かな対応を行うことが求められます。

参考：「生徒指導提要（改訂版）（令和4年12月）」（文部科学省）

問② 児童・生徒本人から虐待が疑われる訴えがあったが、既にあざなどが消えており、大したけがではないので、管理職へ報告・相談をしなかった。 【誤】

解説 通告は、学校の児童虐待対応において、教育と福祉をつなぎ、社会的支援システムが動き出すための重要な行為です。通告をするか否かの判断に悩むこともありますが、通告が遅れることで児童の生命・安全が脅かされることがあるため、積極的かつ速やかな通告が必要になります。

児童虐待防止法第6条第1項にある「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに」ということは、発見者が虐待だと思えば十分であり、ためらわずに早急に対応することが求められます。なお、学校が通告をためらう中には、大したけがではないとか、既にあざなどが消えているなどの場合があります、そこで次に何かあったら通告しようと先延ばしにしてしまう例も見られます。このような場合でも、虐待を受けたと思われる児童については通告を行うことが求められます。

児童虐待防止はあくまで「防止」であり、今後起こらないように最善の手を打つということを目的とします。そのため、次に虐待を起こさせないためにどう支援するかが大切であり、そのリスクがあれば通告を行うべきであって、次を待つことはあり得ないのです。

参考：「生徒指導提要（改訂版）（令和4年12月）」（文部科学省）

問③ 児童虐待に当たるか否かという点において、宗教関係であることをもって、その他の事案と取扱いを変える必要はない。 【正】

解説 背景に宗教等（靈感その他の合理的に実証することが困難な方法により個人の不安をあおるものを含みます。）の信仰があったとしても、保護者が児童虐待防止法第2条各号に規定する児童虐待の定義に該当するものを行った場合には、他の理由による虐待事案と同様、児童の安全を確保するため、一時保護等の措置を含めた対応を講ずる必要があります。児童相談所や市町村においては、児童の権利条約第14条において、児童の思想、良心及び信教の自由について児童の権利を尊重すべきことが定められていることや、児童の場合には必ずしも自由意思の下

で宗教等を信仰しているとは限らないこと等も踏まえ、宗教等の信仰に関する事案についても、児童虐待に該当する行為が疑われる場合には迅速に対応することが求められます。

参考：「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」(厚生労働省)

問④ 信仰する宗教の教え・決まり等を理由として、児童・生徒が様々な学校行事等に参加することを制限するような行為については児童虐待に当たる。 【正】

解説 児童・生徒本人が学校行事等に参加することを希望しているにもかかわらず、児童・生徒に対する適切な養育の確保や教育機会の確保等を考慮せず参加を制限する行為は、宗教の信仰等を理由とするものであっても、心理的虐待又はネグレクトに該当します。

参考：「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」(厚生労働省)

問⑤ 保護者から虐待を認知するに至った端緒や経緯などの情報に関する開示の求めがあった場合、保護者に伝えてもよい。 【誤】

解説 公立学校の教職員は、職務上知り得た秘密については、それが個人的な秘密、公的な秘密を問わず、在職中はもちろん、退職後もこれを漏らしてはならないこととなっております（守秘義務）。私立学校についても就業規則などで同様の守秘義務が課されていることが一般的です。加えて、令和元年6月に成立した改正児童虐待防止法においても、学校、教育委員会等の職員の守秘義務について明記されました。

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知）において、学校や教育委員会等設置者は、保護者から虐待を認知するに至った端緒や経緯などの情報に関する開示の求めがあった場合、保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携して対応することとされました。このため、教職員、教育委員会等は、虐待を受けたと思われる幼児・児童・生徒について通告したこと

や児童相談所や市町村との連絡内容等を、その保護者に対してであれ、漏らしてはいけないこととなっているため、保護者に通告の事実を伝達する必要がある場合には、対応について通告先と綿密に協議するようにしてください。

なお、学校において作成又は取得した虐待に関する個人の記録は、各学校に適用される個人情報の保護に関する法令に基づき適切に取り扱われることとなります。当該記録について、保護者が本人（子供）に代わって個人情報保護に関する法令に基づき開示請求をしてきたとしても、開示することにより子供（本人）の生命又は身体に支障が生ずるおそれ、子供（本人）の権利利益を侵害するおそれがないかどうか、学校の業務の遂行上支障がないかどうか等を個人情報の保護に関する法令に照らして検討し、該当する場合には所定の手続に則って不開示とすることについて検討する必要があります。必要に応じて弁護士等とも相談することが不可欠です。

一方、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に虐待に係る通告や相談等を行う場合は、守秘義務違反に当たりません（児童虐待防止法第6条第3項）。また、市町村や児童相談所から幼児・児童・生徒や保護者に関する情報・資料を求められた場合は、提供することができるとされています（児童虐待防止法第13条の4）が、これも守秘義務違反や個人情報保護条例等の違反には当たらないと解されます。

さらに、要対協において学校や教育委員会が資料や情報の提供、説明等を行う場合は、守秘義務違反には当たらないと解されます（児童福祉法第25条の3）。

また、児童虐待防止法第7条において、通告を受けた児童相談所や市町村の職員は、通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとしていることから、学校や教職員が通告者であることは、基本的に保護者には知られないことになっています。ただし、推測によって保護者が「学校が言いつけた」と主張してくることもあり、そのような際は、通告の事実を保護者に伝えないようにすること、「一時保護等は児童相談所の判断であり、学校等が決定したものではないこと」などを明確に伝える必要があります。必要に応じて、教育委員会等設置者や児童相談所、市町村（虐待対応担当課）と連携して対応することも重要です。

参考：「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（令和2年6月）」（文部科学省）
：「生徒指導提要（改訂版）（令和4年12月）」（文部科学省）